HYOJITO 表示灯株式会社

証券コード：7368

第58回　定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2024年６月25日（火曜日）午前10時00分
受付開始：午前９時30分

開催場所

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号
名駅ＩＭＡＩ（イマイ）ビル８階
ＡＰ名古屋（東急グループ）

議　　案

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役２名選任の件
第５号議案　退任取締役に対する退職功労金贈呈の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権行使期限
2024年６月24日（月曜日）午後５時45分まで

証券コード　７３６８
2024年６月7日

株　主　各　位

名古屋市中村区名駅四丁目２番11号
表　示　灯　株　式　会　社
代表取締役社長　徳　毛　孝　裕

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.hyojito.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「ＩＲお知らせ一覧」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/7368/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「表示灯」又は「コード」に当社証券コード「7368」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月24日（月曜日）午後５時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年６月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）

2．場　　所　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号
名駅ＩＭＡＩ（イマイ）ビル８階　ＡＰ名古屋（東急グループ）

3．目的事項

報告事項　第58期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役7名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役２名選任の件
第５号議案　退任取締役に対する退職功労金贈呈の件

4．　招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

⑴書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

⑵インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

⑶インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

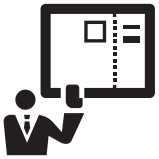
⑷代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎お願い　当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ

・電子提供措置に修正が生じた場合は、前記インターネット上の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
・本株主総会に係る株主総会資料につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
・当社は、定時株主総会終了後に、株主総会決議結果をお知らせする「定時株主総会決議通知」を株主の皆様に送付いたしておりました。本年開催の第58期定時株主総会より、決議の結果を書面に代えて、当社ホームページ（https://www.hyojito.co.jp/ir/library/presentation/）にて掲載させていただくことにしました。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時(受付開始：午前９時30分)



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後５時45分到着分まで



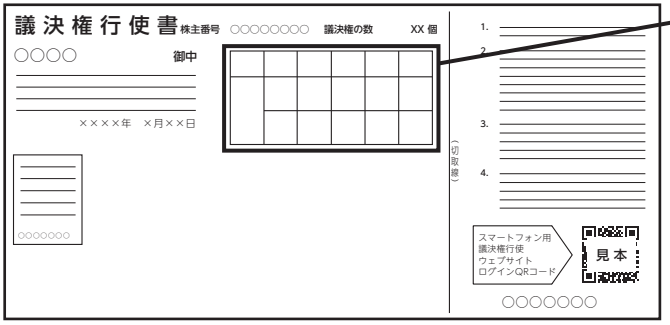
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後５時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・５号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２・３・４号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

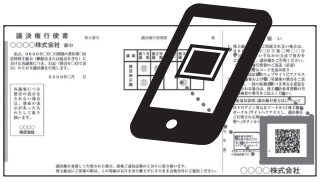
インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年6月24日（月）午後5時45分まで

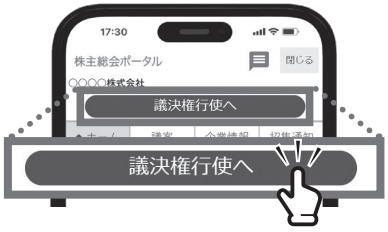
スマートフォン等による議決権行使方法

❶ 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



❸ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

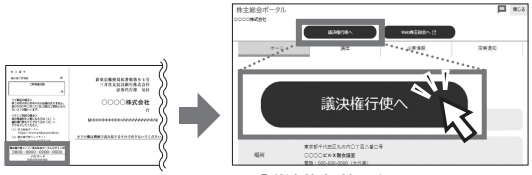


PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。
ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL
▶https://www.soukai-portal.net

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。
▶https://www.web54.net



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- ●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- ●書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ●1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
（受付時間　9時～21時）

ぜひQ&Aも
ご確認ください。

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の回復や製造業の持ち直しに支えられ、緩やかな回復基調が継続しましたが、物価高に起因した個人消費の回復鈍化など、一部に弱さがみられました。

広告業界においては、2023年の総広告費は国内外の様々な影響を受けつつも、過去最高を記録し、特にインターネット広告費は、社会のデジタル化を背景に継続して高い増加率を保っており、その成長に市場全体が支えられております。人流回復も顕著になり、当社でも取扱いの多い交通広告や 屋外広告においても需要が高まってまいりました。

当社におきましては、当事業年度全社スローガン「表示灯Ｒｅｂｏｒｎ！！」を掲げ、災害警報システム「ＮＡＶＩアラート」サービスをスタートさせ、既存ビジネスにおいては、人流やインバウンド来訪者数の回復を意識し、広告媒体の更新などによる価値向上やＷＥＢビジネスの強化による取引拡大を図るとともに、原価低減や販管費抑制の策を講じ、収益力の向上につとめてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上収益は10,143百万円（前事業年度比1.8％増）、営業利益は742百万円（同35.1％増）、経常利益は795百万円（同28.1％増）、減損損失152百万円を計上したことにより、当期純利益は401百万円（同388.2％増）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

＜ナビタ事業＞

ナビタ事業においては、既存ナビタの媒体の更新を進めるとともに、ＷＥＢ商材の販売強化や新規媒体開発による広告媒体数の増加、媒体料の再交渉、電子契約化などによるデジタル化を進めた結果、売上収益は8,028百万円（前事業年度比0.1％増）、営業利益は1,186百万円（同16.2％増）となりました。

＜アド・プロモーション事業＞

広告需要の回復の兆しが見られ、媒体広告の拡販やマス媒体の強化及び自治体ビジネスさらにＷＥＢ商材の開発やデジタル広告の取扱いを行うなど多様化する広告手法に対応してまいりました。上述の通り、屋外広告や交通広告の回復を受け、売上収益は630百万円（前事業年度比4.6%増）となり、営業利益は63百万円（同94.2%増）となりました。

＜サイン事業＞

自治体・病院などにおける営業の強化や既存取引先との取引拡大を進めました。また、2024年3月には新潟駅の新バスターミナルに70面のデジタルサイネージを設置いたしました。一方、新たな商材である、災害警報システム「ＮＡＶＩアラート」サービスで当該のシステムの開発コストが先行した結果、売上収益は1,484百万円（前事業年度比11.0%増）、営業損失は165百万円（前事業年度は営業損失54百万円）となりました。

事業別売上収益

事業区分	第57期 (2023年3月期) (前事業年度)		第58期 (2024年3月期) (当事業年度)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
ナビタ事業	8,019	80.5	8,028	79.2
アド・プロモーション事業	603	6.1	630	6.2
サイン事業	1,337	13.4	1,484	14.6
合計	9,960	100.0	10,143	100.0

②設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は533百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当事業年度中に取得した主要設備

駅他周辺案内図用設備	423百万円
ソフトウェア	15百万円

ロ．当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

駅他周辺案内図用設備	17百万円

③資金調達の状況

当事業年度中の資金調達はありません。

⑵財産及び損益の状況

区　　分	第 55 期 (2021年３月期)	第 56 期 (2022年３月期)	第 57 期 (2023年３月期)	第 58 期 (当事業年度) (2024年３月期)
売　　上　　高(千円)	13,237,395	－	－	－
売　上　収　益(千円)	－	9,676,056	9,960,242	10,143,154
経　常　利　益(千円)	1,460,018	754,246	621,019	795,796
当　期　純　利　益(千円)	984,297	391,698	82,316	401,909
１株当たり当期純利益 (円)	253.21	83.46	17.44	85.15
総　　資　　産(千円)	12,778,823	13,512,765	13,762,244	13,950,101
純　　資　　産(千円)	6,031,800	7,490,993	7,292,198	7,419,776
１株当たり純資産 (円)	1,551.69	1,587.01	1,544.89	1,571.93

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第56期の期首から適用しております。
また、第55期まで損益計算書において表示していた「売上高」については、より適切な表示の観点から検討した結果、第56期から「売上収益」として表示することとしました。

⑶対処すべき課題

当社が対処すべき課題は収益力を回復し、増収増益の基調を確実なものにしていくことと認識しています。その為に下記の事項に取り組んでまいります。

①ナビタ事業における収益の向上

収益性の低い既存媒体を刷新する取り組みを進めます。筐体のリニューアルや移設により広告媒体価値を高めると共に、ロケーションオーナーへ媒体料の再交渉をするなどコスト削減も進めていきます。デジタルサイネージ導入による多言語化、動画による伝達情報量の拡大などサービスの高機能化と競争力の強化を図ります。新規媒体は市場調査のうえ優良媒体を獲得し、規模に見合った仕様とすることで高い収益性を確保します。

②Web商材やサービスの開発

当社ではナビタと連動した「e-ナビタ」から、免税店検索サイト「TAXFREESHOPS.JP」、Web診療予約サイト「e-メディケア」、目的地までの道案内機能を持つ「ここからGO!」などのサービスを提供していますが、Web商材の開発を引き続き推進するとともに、他社とも連携し新たなサービスの創出や充実を目指してまいります

③ナビタ事業におけるスポンサーへのアド・プロモーション商材の提案営業

アド・プロモーション事業は、鉄道広告を中心に当社独自のネットワークや強みを生かして事業を進めています。今後は、ナビタ事業におけるスポンサーへのアド・プロモーション商材の提案営業に注力していきます。ナショナルクライアント（全国的な知名度、ブランドを持つ企業）については複数のナビタ媒体へ一括して広告掲出を行うニーズなども想定されるため、従来の店舗単位の営業にとどまらず、本社向けの営業を強化します。

④デジタルサイネージや付帯サービス導入の提案

ナビタ事業におけるロケーションオーナーである鉄道会社に対して、ナビタ事業で培ったデジタルサイネージによる広告媒体や情報案内システムの企画、設置、動画広告やコンテンツの制作や配信、機器の保守といったノウハウを活かしてデジタルサイネージや付帯するサービスの導入を提案していきます。同様にアド・プロモーション事業がもつブランディングやプロモーションのノウハウを融合し、ショッピングモールや広告クライアントに対して新しいツールやサービスとしての提案も行います。サイン事業のもつ大掛かりな案内サインの設計・施工のノウハウと融合し、交通案内システムや窓口番号案内システムなどの導入の提案も行ってまいります。

⑤避難・防災関連などのサイン商材の拡販

昨今、地震や水害などの自然災害が頻発していることを踏まえ、地域の安心安全に資する避難・防災関連などのサイン商材の提案営業にも注力していきます。緊急時に音と光で注意を喚起する避難誘導サイン「NAVIアラート」を開発し、昨年より全国の自治体向けに営業活動を開始しております。

⑥人材の育成と活用

今後、業績を維持・成長させていくためには人材の採用・育成は不可欠です。OJTによる教育のみならず、各自の業務処理能力に応じたスキルアップ研修やモバイル端末を利用したツールの共有なども行います。さらに、多様な人材を適材適所に配置し、各自が最大限に能力を発揮することができるように人事制度見直しなどの制度改革の取り組みも行います。

⑦業務の効率化とコストコントロール

売上規模拡大や提供サービス増加に伴い管理部門の強化が必要となります。そのため、基幹システムの改修を進めています。システム強化による業務効率化を進めることで人員の適正化も図ります。コロナ禍の中、テレワークに対応できる管理体制の構築も進めました。テレワークについては適宜継続し、業務の効率化を高めます。また、外注費用や仕入費用、業務委託費用などについてはその調達先・委託先の多様化を図り、より有利なコスト構造を構築したいと考えています。

⑧プラットフォームを活かした新規ビジネス

ナビタ事業におけるスポンサーや自治体・病院・鉄道会社などのロケーションオーナーとのネットワークを活かした新しいサービスの提供を行ってまいります。今般、ナビタの設置病院を中心に、医療材料の購入価格を引き下げることができる共同購買サービスの提供を開始します。2023年4月には西菱電機株式会社より番号案内表示システム販売事業を譲受しましたが、引き続きプラットフォーム内に蓄積された情報やノウハウをもとに他社との業務提携やM&Aを検討し、新規ビジネスの創出を図ります。

⑨サステナビリティへの取り組み

当社の持続的な成長には、サステナビリティの観点から事業に取り組む事が非常に重要と考えております。地域貢献はもとより、省エネルギー・再生素材を活用した案内図の製作や、外国人にもわかりやすく色覚バリアフリーにも意識した地図作りを行うなどモビリティ社会へ貢献します。子育て支援や女性活躍推進、スポーツ支援を通じた健康促進、残業時間削減などの働き方改革に注力し人的資本の一層の活用が可能な環境作りも進めてまいります。

⑷**主要な事業内容**（2024年３月31日現在）

事業区分	事業内容
ナビタ事業	駅周辺、自治体、地域中核医療機関、神社・寺院、警察署、交番、運転免許試験場等へのインフォメーションマップ「ナビタ」の企画、制作
アド・プロモーション事業	交通広告、屋外広告、新聞雑誌広告、その他広告媒体の企画、制作、取扱
サイン事業	環境、交通、公共施設、商業施設、避難誘導案内サイン等の企画、開発、設計、施工

⑸**主要な営業所**（2024年３月31日現在）

名古屋本社	名古屋市中村区名駅四丁目２番11号
東京本社	東京都港区南青山五丁目12番22号
東京支社	東京都港区南青山五丁目12番22号
関東支社	東京都港区南青山五丁目12番22号
大阪支社	大阪市中央区備後町四丁目２番10号
名古屋支社	名古屋市中村区名駅四丁目２番11号
札幌支社	札幌市中央区北五条西六丁目２番地２
福岡支社	福岡市中央区天神一丁目6番８号
仙台支社	仙台市青葉区中央四丁目10番３号
広島支店	広島市中区八丁堀15番６号
金沢支店	金沢市広岡一丁目１番18号
静岡支店	静岡市葵区黒金町11番地の７
四国支店	高松市番町一丁目６番６号
盛岡営業所	盛岡市盛岡駅前通３番53号
新潟支店	新潟市中央区東大通二丁目１番地20
横浜営業所	横浜市中区花咲町１番２号
京都営業所	京都市中京区御池通室町西入西横町167番１号
長野営業所	長野市大字栗田1009-２

⑹**従業員の状況**（2024年３月31日現在）

①事業区分別の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前事業年度末比増減
ナビタ事業	179　(―)	10名減　(―)
アド・プロモーション事業	21　(―)	4名減　(△1)
サイン事業	26　(―)	1名減　(―)
全社（共通）	221　(20)	5名増　(△5)
合計	447　(20)	10名減　(△6)

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
447（20）名	10名減（△6）	45.5歳	9.7年

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑺**主要な借入先の状況**（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑻**その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2024年３月31日現在）

⑴発行可能株式総数　18,880,980株

⑵発行済株式の総数　4,720,245株（うち自己株式79株）

⑶株主数　2,980名

⑷大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
喜平会株式会社	1,024,020	21.69
ＨＫＯ株式会社	500,000	10.59
ＹＫＴ株式会社	500,000	10.59
ＴＹシエル株式会社	423,725	8.98
ＭＫＴ株式会社	366,795	7.77
ＨＳＢＣ ＰＲＩＶＡＴＥ ＢＡＮＫ（ＳＵＩＳＳＥ）ＳＡ ＧＥＮＥＶＡ－ＳＥＧＲＥＧ ＨＫ ＩＮＤ１ ＣＬＴ ＡＳＳＥＴ	183,600	3.89
吉田大士	135,345	2.87
野田賢次郎	130,000	2.75
株式会社ケシオン	115,800	2.45
栗本肇	111,000	2.35

（注）持株比率は自己株式（79株）を控除して計算しております。

3．会社役員の状況

⑴取締役及び監査役の状況（2024年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	德　毛　孝　裕	
代表取締役副社長	永　井　東　一	管理本部長
取締役副社長	内　藤　浩　文	制度改革担当
取締役会長	吉　田　大　士	
取締役副会長	栗　本　　肇	
取締役副会長	栗　本　　勉	
取締役	髙　岡　次　郎	株式会社アタックス　最高顧問
取締役	白　木　和　夫	株式会社シロキホールディングス　代表取締役社長 株式会社シロキ　取締役相談役 シロキコーポレーション株式会社　取締役
取締役	那　須　國　宏	那須・岩﨑法律事務所　所長弁護士
常勤監査役	橋　本　幸　夫	
監査役	田　嶋　好　博	田嶋・水谷法律事務所　所長弁護士
監査役	大　隈　圀　彦	

（注）１．取締役髙岡次郎氏、取締役白木和夫氏及び取締役那須國宏氏は、社外取締役であります。
２．監査役田嶋好博氏及び監査役大隈圀彦氏は、社外監査役であります。
３．社外取締役髙岡次郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．社外取締役那須國宏氏及び社外監査役田嶋好博氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社は、社外取締役白木和夫氏及び社外取締役那須國宏氏並びに社外監査役大隈圀彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6．当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
永　井　東　一	代表取締役副社長 管理本部長 生産本部長	代表取締役副社長 管理本部長	2023年7月21日
内　藤　浩　文	取締役副社長 公共事業本部長	取締役副社長 制度改革担当	2023年11月1日
那　須　國　宏	東海旅客鉄道株式 会社社外監査役	-	2023年6月23日

7．当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
該当事項はありません。

⑵事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

⑶責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑷役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社が負う有価証券損害賠償費用、訴訟費用、不祥事が発生した場合の第三者委員会設置費用等に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役、執行役員等であります。なお、保険料は当社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

⑸取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	員　数 (名)	報　酬　等　の　種　類　別　の　額				計 (千円)
		固定報酬 (千円)	業績連動報酬等 (千円)	非金銭報酬等 (千円)	退職功労金 (千円)	
取締役 (うち社外取締役)	9 (3)	192,000 (14,400)	4,314 (－)	－ (－)	3,960 (360)	200,274 (14,760)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	23,700 (10,800)	－ (－)	－ (－)	1,440 (240)	25,140 (11,040)
合　　計 (うち社外役員)	12 (5)	215,700 (25,200)	4,314 (－)	－ (－)	5,400 (600)	225,414 (25,800)

(注) 1．退職功労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

2．取締役の報酬限度額は、2018年６月28日開催の第52回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、16名（うち、社外取締役は２名）です。

3．監査役の報酬限度額は、2018年６月28日開催の第52回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち、社外監査役は２名）です。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年４月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について役員報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、役員報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

ｂ．基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

ｃ．業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益に対する一定の比率に応じて算出された額を個別に設定された配分比率に応じて配分額を決定し、12分割のうえ、毎月同額を支給する。当該指標を選択した理由は、当該指標が事業の儲けを示している重要な指標であり、経営の成果として適切であると判断しているためであります。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて役員報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。前事業年度の営業利益は549百万円となります。

ｄ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模を有する企業や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、役員報酬委員会において検討を行う。

取締役会は役員報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬及び報酬算定の比率によって算出される取締役の個人別の報酬の内容を決定することとする。

ｅ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定は、決定の透明性を確保するため独立性の高い任意の役員報酬委員会に原案を諮問し答申を得た上で、当該答申の内容を尊重して、取締役会において個人別の報酬等の内容を決定しております。

⑹社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役髙岡次郎氏は、株式会社アタックスの最高顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役白木和夫氏は、株式会社シロキホールディングスの代表取締役社長、株式会社シロキの取締役相談役及びシロキコーポレーション株式会社の取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役那須國宏氏は、那須・岩﨑法律事務所の所長弁護士であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役田嶋好博氏は、田嶋・水谷法律事務所の所長弁護士であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要等
取締役　髙　岡　次　郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、また、役員報酬委員会１回及びコンプライアンス委員会4回の全てに出席いたしました。出席した取締役会等において、公認会計士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役　白　木　和　夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に、また、役員報酬委員会1回及びコンプライアンス委員会4回の全てに出席いたしました。出席した取締役会等において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役　那　須　國　宏	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に、また、役員報酬委員会１回及びコンプライアンス委員会4回の全てに出席いたしました。出席した取締役会等において弁護士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役　田　嶋　好　博	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　大　隈　囿　彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、また、監査役会13回の全て出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

4．会計監査人の状況

⑴名称　　仰星監査法人

⑵報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

内部統制に関する基本方針

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、企業の存続と発展のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠なものであると認識し、企業活動において求められるあらゆる法令等の遵守と、高い倫理観に立って、公正かつ透明性の高い企業活動を行う。

ロ．取締役は、取締役相互において法令および定款への適合性を監視するとともに、毎月の定時取締役会において、各々委嘱された職務の執行状況を報告する。

ハ．取締役は、事業所長より職務執行状況の報告を定期的に受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

ニ．当社は、公共の秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を持たない。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る文書、その他の情報について「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等の、社内規程に従って適切に保存、および管理する。また、必要に応じて保存および管理状況の検証、見直しを行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響をおよぼす恐れのある損失の危険をリスクと定め、リスクを未然に防止するとともに、万一、リスクが顕在化した時には迅速かつ的確な施策が実施できるように、「リスク管理規程」を整備し、リスク管理体制を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、毎月１回以上開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役以下の職務執行の状況を監督する。

ロ．職務の執行に関しては「職務権限表」により意思決定の対象範囲と決定権限者を定め、「稟議規程」に基づき手続きの適正を確保する。

ハ．内部監査室は、公正かつ独立の立場で業務の執行状況を監視し、的確な現状把握と建設的な助言により、取締役の職務執行が効果的に行われる体制を確保する。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務の執行の補助者を必要とするときは、まず、内部監査室に監査役の職務の執行の補助を委嘱する。なお、不足する場合には、別途直属の使用人を配置し監査業務を補助する。

⑥前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより、内部監査室を監査役補助者として配置した場合は、内部監査室に対する異動、懲戒、人事考課等については監査役の意見を聞き、これを尊重する。また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒、人事考課等についても監査役の意見を尊重するものとする。

⑦取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、「監査役会規程」に従い、監査役の要請に応じて下記の事項の報告および情報提供を行うものとする。

イ．重要な社内会議で決議された事項。
ロ．当社の業務または業績見込みの内容。
ハ．当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更。
ニ．内部監査の状況、およびリスク管理に関する重要な事項。
ホ．法令違反、もしくは不正行為の事実、苦情など。
ヘ．報告をした者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制。
ト．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役および使用人は、監査役から監査業務執行に関する事項の報告、調査を求められた場合は、速やかに当該事項について報告する体制を確保する。
ロ．監査役は、会計監査人および内部監査室との間で密接な連携を保ち、監査役監査に必要な情報の提供を受ける。
ハ．監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等、重要な会議に出席する。

内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムを適正に運用するため、当社は取締役会、経営会議を毎月定期的に開催し内部統制システムの運用状況を確認する体制を取っております。また、会議には監査役も毎回出席し意見を述べております。

6．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題と考えています。業績を反映した利益還元を基本としつつ、安定的な配当に配慮し、かつ、長期的視点に立った財務体質と経営基盤の強化に努め、総合的な株主利益の向上を図ることを基本方針としています。

配当に関しては、年２回行うことを基本的な方針としています。剰余金の配当など、会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めています。なお、期末配当の基準日は毎年３月31日、中間配当の基準日は毎年９月30日とし、このほか、基準日を定め剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化および将来の投資に利用する予定です。

また、自己株式の取得に関しては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況や株価の動向などを勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金は１株につき30円とさせていただきました。なお、中間配当金として１株につき30円をお支払いしていますので、年間配当金は１株につき60円となります。

貸 借 対 照 表

(2024年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**8,692,111**	**流動負債**	**6,301,025**
現金及び預金	6,966,433	買掛金	641,858
受取手形	55,612	未払金	192,066
売掛金及び契約資産	1,046,791	未払費用	263,856
棚卸資産	90,819	未払法人税等	180,677
前渡金	54,035	未払消費税等	120,456
前払費用	440,160	前受金	2,999
その他	50,333	契約負債	4,696,912
貸倒引当金	△12,076	賞与引当金	172,483
固定資産	**5,257,989**	その他	29,714
有形固定資産	**4,055,847**	**固定負債**	**229,299**
建物	814,937	退職給付引当金	113,687
構築物	5,573	役員退職慰労引当金	80,260
機械及び装置	0	その他	35,351
車両運搬具	4,024	**負債合計**	**6,530,324**
工具、器具及び備品	1,493,260	**(純資産の部)**	
土地	1,710,972	**株主資本**	**7,382,904**
リース資産	8,252	**資本金**	**923,761**
建設仮勘定	18,826	**資本剰余金**	**770,533**
無形固定資産	**210,552**	資本準備金	770,533
ソフトウエア	199,836	**利益剰余金**	**5,688,745**
その他	10,716	利益準備金	38,301
投資その他の資産	**991,589**	その他利益剰余金	5,650,444
投資有価証券	80,810	利益積立金	50,000
長期前払費用	208,321	別途積立金	703,500
破産更生債権等	84,333	繰越利益剰余金	4,896,944
繰延税金資産	324,238	**自己株式**	**△135**
保険積立金	230,622	**評価・換算差額等**	**36,871**
その他	147,595	**その他有価証券評価差額金**	**36,871**
貸倒引当金	△84,333	**純資産合計**	**7,419,776**
資産合計	**13,950,101**	**負債純資産合計**	**13,950,101**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上収益		**10,143,154**
売上原価		**4,667,080**
売上総利益		**5,476,073**
販売費及び一般管理費		**4,733,303**
営業利益		**742,770**
営業外収益		
受取利息	736	
受取配当金	1,394	
受取家賃	55,933	
保険解約返戻金	366	
その他	9,072	67,504
営業外費用		
賃貸費用	12,047	
減価償却費	1,664	
その他	766	14,477
経常利益		**795,796**
特別損失		
固定資産売却損	200	
固定資産除却損	24,207	
ゴルフ会員権売却損	781	
減損損失	152,526	177,714
税引前当期純利益		**618,081**
法人税、住民税及び事業税	239,672	
法人税等調整額	△23,499	216,172
当期純利益		**401,909**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					利益積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	923,761	770,533	770,533	38,301	50,000	703,500	4,778,247	5,570,048	△85	7,264,257
当期変動額										
剰余金の配当							△283,212	△283,212		△283,212
当期純利益							401,909	401,909		401,909
自己株式の取得									△50	△50
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	118,697	118,697	△50	118,646
当期末残高	923,761	770,533	770,533	38,301	50,000	703,500	4,896,944	5,688,745	△135	7,382,904

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	27,940	27,940	7,292,198
当期変動額			
剰余金の配当			△283,212
当期純利益			401,909
自己株式の取得			△50
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,931	8,931	8,931
当期変動額合計	8,931	8,931	127,578
当期末残高	36,871	36,871	7,419,776

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

・製品、原材料、貯蔵品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

・仕掛品（フィルム制作）　月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品（デジタルサイネージデータ制作）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・未成工事支出金　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

⑵固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　３年～50年

構築物　20年

工具、器具及び備品　6年～10年

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶引当金の計上基準

①貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権においては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から会計処理しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により費用処理しております。

④役員退職慰労引当金　　役員の退職功労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑷収益及び費用の計上基準

ナビタ事業では、顧客との契約に基づいてナビタ筐体に掲出する広告を制作することと、ナビタ筐体に広告を掲出することについて単一の履行義務として処理しております。したがって、広告制作、広告掲出ともに、広告の掲出期間の経過に伴って履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時期に対応して収益を認識しております。なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務がある場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

アド・プロモーション事業では、ナビタ筐体以外の媒体に掲出する広告を制作することと、ナビタ筐体以外の媒体に広告を掲出することについて単一の履行義務として処理しております。したがって、広告制作、広告掲出ともに、広告の掲出期間の経過に伴って履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時期に対応して収益を認識しております。広告掲出を伴わない広告サービス請負及び物品販売については顧客への納品時点で収益を認識しております。なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務がある場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

サイン事業では、顧客との契約に基づいてサインを製作し設置する履行義務を負っております。当該工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積方法は、工事原価総額見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準を適用しており、また、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「減価償却費」(前事業年度1,182千円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

4．会計上の見積りに関する注記

（貸倒引当金）

⑴当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　96,410千円

貸倒引当金繰入額（販売費及び一般管理費）　9,577千円

⑵識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能額見込額に対して貸倒引当金を設定しております。

当事業年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には不確実性があり、経済環境等の変動により債務者の信用リスクが変化した場合には、翌事業年度の計算書類において認識する貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額の金額に影響を与える可能性があります。

（固定資産の減損）

⑴当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産　4,055,847千円

無形固定資産　210,552千円

減損損失（特別損失）152,526千円

⑵識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産グループに減損の兆候が認められた場合に、割引前将来キャッシュ・フローを算定し、減損損失を認識するかどうかの判定を行います。

その結果、減損損失を認識すべきであると判定された場合、資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を回収可能価額とし、帳簿価額との差額を減損損失に計上します。

回収可能価額の見積もりは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、回収可能価額の見積額の見直しが必要な事象が生じた場合、当該見直しを行う事業年度及び翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

⑴顧客から生じた債権の残高及び契約資産の残高

売掛金	1,016,098千円
契約資産	30,692千円
合計	1,046,791千円

⑵棚卸資産の内訳

製品	10,823千円
仕掛品	11,002千円
原材料及び貯蔵品	68,612千円
未成工事支出金	381千円
合計	90,819千円

⑶担保に供している資産及び担保に係る債務

営業保証として担保に供している資産

定期預金	2,000千円
合計	2,000千円

⑷有形固定資産の減価償却累計額　5,713,190千円

⑸当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	900,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	900,000千円

⑹期末日満期手形等

手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当事業年度の末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	22,600千円

6．損益計算書に関する注記

減損損失に関する注記

当事業年度において、以下の資産グループにおいて、減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
広島県広島市等	駅他周辺案内設備	工具、器具及び備品	143,771千円
		ソフトウエア	6,703千円
	共用資産	建物附属設備	1,447千円
		工具、器具及び備品	603千円

当社は、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別にグルーピングを行っております。

減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスとなる見込みとなる場合や固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしております。

駅他周辺案内設備等については、収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれたため、零と算定しております。

7．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　4,720,245株

⑵当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	45株	34株	－	79株

自己株式の株式数の増加34株は、単元未満株式の買取によるものであります。

⑶剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2023年5月18日 取締役会	普通株式	141,606	30	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月14日 取締役会	普通株式	141,606	30	2023年9月30日	2023年12月1日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2024年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	141,604	30	2024年3月31日	2024年6月10日

8．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに左右されます。当該リスクについては当社の与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに左右されますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を行う等の方法により管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額7,050千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金及び受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①投資有価証券 その他有価証券	73,760	73,760	－

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）の相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	73,760	－	－	73,760

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

9．賃貸等不動産に関する注記

⑴賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、名古屋市において、オフィスビルを賃貸しております。

2024年３月期における賃貸等不動産に係る賃貸損益は28,366千円（賃貸収益は受取家賃に、主な賃貸費用は賃貸費用に計上）であります。

⑵賃貸等不動産の時価等に関する事項　(単位:千円)

貸借対照表計上額	時価
289,599	458,446

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．期末の時価は、土地については、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）により評価したものであり、一部の建物等の償却性資産については貸借対照表計上額をもって時価とみなしております。

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	29,505千円
未払事業税等	16,841千円
賞与引当金	52,786千円
減価償却超過額	15,048千円
減損損失累計額	146,943千円
退職給付引当金	34,792千円
役員退職慰労引当金	24,562千円
投資有価証券評価損	4,769千円
未払費用	22,529千円
会員権等評価損	23,703千円
収益認識による影響額	37,930千円
その他	17,775千円
繰延税金資産小計	427,189千円
評価性引当額	△85,061千円
繰延税金資産合計	342,128千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△14,975千円
その他	△2,914千円
繰延税金負債合計	△17,889千円
繰延税金資産（負債）の純額	324,238千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ナビタ事業	アド・プロモーション事業	サイン事業	
売上収益				
ステーションナビタ	3,665,259	－	－	3,665,259
シティナビタ	3,983,723	－	－	3,983,723
公共ナビタ	379,043	－	－	379,043
その他	－	630,670	1,484,457	2,115,127
顧客との契約から生じる収益	8,028,026	630,670	1,484,457	10,143,154
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上収益	8,028,026	630,670	1,484,457	10,143,154

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「⑷収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、掲出期間が経過していない広告料であり、貸借対照表上、流動負債に「契約負債」として計上しております。

①契約負債の残高

	当事業年度
契約負債（期首残高）	4,518,239千円
契約負債（期末残高）	4,696,912千円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、4,344,999千円であります。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予定される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、主に広告制作に関するものであり、当事業年度末においては328,451千円であります。当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて１年から３年の間で収益を認識することを見込んでおります。

13. １株当たり情報に関する注記

⑴１株当たりの純資産額　1,571円93銭

⑵１株当たりの当期純利益　85円15銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月21日

表示灯株式会社
　取締役会　御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　淺　井　孝　孔
指定社員 業務執行社員　公認会計士　鬼　頭　功　一　郎

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、表示灯株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計

上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

一、事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年５月22日

表示灯株式会社　監査役会

常勤監査役　橋本幸夫

監査役　田嶋好博

監査役　大隈圀彦

（注）監査役田嶋好博および監査役大隈圀彦は、会社法第2条第16項および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由　経営体制強化のため、現行定款第23条第２項の役付取締役に取締役相談役を追加するものであります。

２．変更の内容　変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（代表取締役及び役付取締役） 第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう２名減員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	徳毛孝裕（とくもたかひろ） (1966年10月12日生)	2020年８月　当社入社　執行役員　営業本部　名古屋支社担当 2020年９月　執行役員　生産本部　副本部長 2021年７月　執行役員　名古屋支社長 2022年２月　副社長執行役員　名古屋支社長 2022年４月　副社長執行役員 2022年６月　代表取締役社長（現任）	109株
	【選任理由】 徳毛孝裕氏は、当社入社以来、生産本部副本部長、名古屋支社長として生産本部及び事業所経営の業務に携わり、業務全般にわたり豊富な知識と経験・実績・見識を積み重ねております。また、前職においてインターネットビジネスに長年携わっており、将来、当社が目指すウェブビジネス展開に力を発揮できる経験を有し、代表取締役社長に就任後は、経営統括者として、リーダーシップとバランス経営により全社を牽引してきていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
2	永井東一（ながいとういち） (1963年8月28日生)	1986年３月　当社　東京支社入社 2012年４月　管理本部人事部長 2013年４月　執行役員　統轄本部企画広報部長 2014年４月　取締役　社長室長 2019年４月　取締役　管理本部長 2022年４月　取締役副社長　管理本部長 2022年５月　取締役副社長　管理本部長　生産本部長 2022年６月　代表取締役副社長　管理本部長　生産本部長 2023年７月　代表取締役副社長　管理本部長（現任）	5,000株
	【選任理由】 永井東一氏は管理部門に長く携わっており、管理分野全般の豊富な知識と経験・実績・見識を積み重ねております。取締役に就任後、社長室長、管理本部長、生産本部長を務め、当社における内部管理体制の向上に実績を有し、代表取締役副社長に就任後は、経営統括者として、豊富な経験を適切に経営に反映してきていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	吉田大士（よしだもとひと） (1941年5月17日生)	1967年２月　日本交通表示灯株式会社（現当社）設立 代表取締役社長 1999年４月　代表取締役会長 2003年４月　取締役会長（現任）	135,345株
	【選任理由】 吉田大士氏は、当社の創業者であり、長年にわたり当社全体の経営の指揮を執り、経営者としての見識、豊富な経験に基づき、経営全般の監督と代表取締役への適切なアドバイスができることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
4	栗本肇（くりもとはじめ） (1942年3月29日生)	1967年２月　日本交通表示灯株式会社（現当社）設立 代表取締役副社長 1999年４月　代表取締役副会長 2003年４月　取締役副会長（現任）	111,000株
	【選任理由】 栗本肇氏は、当社の創業者であり、長年にわたり当社全体の経営の指揮を執り、経営者としての見識、豊富な経験に基づき、経営全般の監督と代表取締役への適切なアドバイスができることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	髙岡次郎（たかおかじろう） （1936年7月7日生）	1965年４月　公認会計士今井冨夫事務所入所 1968年12月　監査法人丸の内会計事務所設立に伴い移籍 1981年10月　当社　監査役 1986年９月　公認会計士・税理士髙岡次郎事務所開設 1990年４月　株式会社ｱﾀｯｸｽ　代表取締役会長 1999年５月　監査法人ﾄｰﾏﾂ　会長 2000年５月　監査法人ﾄｰﾏﾂ　包括代表社員兼務 2001年５月　監査法人ﾄｰﾏﾂ　相談役代表社員 2002年４月　ｱﾀｯｸｽ税理士法人（旧今井会計合同事務所/髙岡次郎事務所）設立　代表社員 2006年７月　株式会社ｱﾀｯｸｽ　最高顧問（現任） 2018年４月　当社　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ｱﾀｯｸｽ　最高顧問	550株
	【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】 髙岡次郎氏は公認会計士としてのご経験・ご見識は当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対し監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。 同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、引き続き、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	白木和夫（しろきかずお） （1950年7月5日生）	1973年４月　大日本印刷株式会社入社 1975年４月　株式会社ｼﾛｷ入社 1983年１月　同社　取締役 1986年６月　同社　代表取締役社長 2009年３月　同社　代表取締役会長 2017年１月　株式会社ｼﾛｷﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ 同社　代表取締役社長（現任） 株式会社ｼﾛｷ　取締役会長 ｼﾛｷｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ株式会社　取締役（現任） 2020年５月　当社　社外取締役（現任） 2023年３月　株式会社ｼﾛｷ　取締役相談役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ｼﾛｷﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ　代表取締役社長 株式会社ｼﾛｷ　取締役相談役 ｼﾛｷｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ株式会社　取締役	－
	【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】 白木和夫氏は長年にわたり株式会社シロキ及び株式会社シロキホールディングスの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。 同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、引き続き、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	那須 國宏（なす くにひろ） （1944年6月5日生）	1969年４月　弁護士登録（現任） 1975年10月　那須國宏法律事務所（現　那須・岩﨑法律事務所）開設　所長弁護士（現任） 1999年４月　名古屋弁護士会　会長 日本弁護士連合会　副会長 2003年７月　愛知県人事委員会　委員長 2009年４月　当社　顧問弁護士 2018年６月　東海旅客鉄道株式会社　社外監査役 2018年10月　愛知県公安委員会　委員（現任） 2020年６月　当社　社外取締役（現任） 2023年６月　東海旅客鉄道株式会社　社外監査役退任 （重要な兼職の状況） 那須・岩﨑法律事務所　所長弁護士	－
	【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】 那須國宏氏は弁護士としてのご経験・ご見識は当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対し監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。 同氏が選任された場合は、役員報酬委員及びコンプライアンス委員として当社の役員報酬等の内容並びに当社のコンプライアンス経営の取組みに対し、引き続き、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。 同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏は弁護士として企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．髙岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏は、社外取締役候補者であります。
３．髙岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ髙岡次郎氏が6年２か月、白木和夫氏が4年１か月、那須國宏氏が4年となります。

4．当社は、髙岡次郎氏、白木和夫氏及び那須國宏氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5．当社は、白木和夫氏及び那須國宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（Ｄ＆Ｏ保険）を締結しております。当該保険契約では、当社が負う有価証券損害賠償費用、訴訟費用、不祥事が発生した場合の第三者委員会設置費用等に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとしております。また、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約は、次回2025年５月の更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は当社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

【ご参考】議案が承認された場合の取締役会の構成および専門性と経験

取締役候補者の専門性と経験に基づき、当社が各取締役に特に期待する分野は以下のとおりであります。なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおりご承認いただけた場合を前提に作成しております。

候補者番号	氏名（ふりがな）	社外	企業経営	財務・会計	法務/リスク管理	業界経験	人事・労務	DX	サステナビリティ
1	徳毛　孝裕（とくも　たかひろ）		○			○	○	○	○
2	永井　東一（ながい　とういち）		○	○	○	○	○	○	
3	吉田　大士（よしだ　もとひと）		○			○	○		
4	栗本　肇（くりもと　はじめ）		○			○	○		
5	髙岡　次郎（たかおか　じろう）	○	○	○					
6	白木　和夫（しろき　かずお）	○	○				○		
7	那須　國宏（なす　くにひろ）	○			○		○		

注）上記一覧表は、取締役が有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。

第3号議案　監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	橋本幸夫（はしもとゆきお） (1954年12月16日生)	1985年３月　当社入社　大阪支社着任 2012年１月　当社　本社事業部統括部部長就任 2012年２月　当社　取締役　統括営業本部長就任 2018年４月　当社　常勤監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） なし	5,000株
	【監査役の選任理由】 橋本幸夫氏は、当社入社以来、営業の最前線に立ち、その経験・実績・見識を積み重ねられた後、本社事業統括部部長、統括営業本部長として営業部門全体を指揮し、当社の利益創造に貢献されておりそのご経験・ご見識は当社にとって大変有益であります。また、当社常勤監査役として就任以来、常に、客観的、あるいは営業部門にとどまらない全社的見地、俯瞰的な視点で、当社経営に対し監督していただいております。従いまして、当社常勤監査役として適任であると判断し、引き続き監査役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	田嶋 好博（たじま よしひろ） (1939年3月1日生)	1964年 4月　弁護士会登録（現任） 田嶋好博法律事務所開設 1987年 4月　名古屋弁護士会副会長就任 1988年 4月　名古屋地方裁判所、同簡易裁判所調停委員就任 1990年 1月　名古屋地方裁判所鑑定委員就任 1997年 6月　当社　監査役就任 1999年 7月　岐建株式会社社外監査役就任 1999年12月　愛知県地方労働委員会（現愛知県労働委員会）会長就任 2001年12月　愛知県地方労働委員会会長退任 2002年10月　田嶋・水谷法律事務所開設 2004年 7月　愛知県個人情報保護審議会会長就任 2008年 2月　株式会社エイチーム社外監査役就任 2008年 7月　愛知県個人情報保護審議会会長退任 2018年 4月　当社　社外監査役就任（現任） 2022年 9月　岐建株式会社社外監査役退任 2023年10月　株式会社エイチーム社外監査役退任 （重要な兼職の状況） 田嶋・水谷法律事務所　弁護士	550株
	【社外監査役の選任理由】 田嶋好博氏は弁護士としてのご経験・ご見識は当社にとって大変有益であり、当社社外監査役就任以降も客観的な視点から、当社経営に対し監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただいておりました。 同氏は当社以外にも他社の監査役に従事、広範な見識を保持されておりますが、当社社外監査役に就任以来、長きにわたり、当社の経営全般に係る助言を頂戴していただいており、従いまして、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。 同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏は弁護士として企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	大隈圀彦（おおくまくにひこ） （1942年11月26日生）	1968年 4月　株式会社大隈鐵工所入社 1977年 6月　同社　取締役就任 1980年 3月　大隈エンジニアリング株式会社　取締役就任 1983年 3月　同社　常務取締役就任 1991年 6月　同社　専務取締役就任 1992年 3月　同社　代表取締役専務取締役就任 2001年 3月　同社　顧問就任 2001年 6月　株式会社ユニソン　監査役就任 2006年12月　株式会社ユニソン　監査役退任 2007年 2月　ライツ信託株式会社　監査役就任 2010年 6月　ライツ信託株式会社　監査役退任 2012年11月　当社　監査役就任 2018年 4月　当社　社外監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） なし	550株
	【社外監査役の選任理由】 大隈鐵工所での取締役就任以来、長きにわたり、企業経営に従事され、大隈エンジニアリングの代表取締役を務められる等、そのご経験・ご見識は当社にとって大変有益であります。当社社外監査役就任以前においても、複数の会社の監査役に従事され、さらに当社社外監査役就任以降も、客観的な視点から、当社経営に対し監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただいておりました。従いまして、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。		

（注）1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 田嶋好博氏及び大隈圀彦氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。
3. 田嶋好博氏及び大隈圀彦氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ田嶋好博氏、及び大隈圀彦氏とも、６年２か月となります。
4. 当社は、田嶋好博氏及び大隈圀彦氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、大隈圀彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。大隈圀彦氏が再任された場合は、当社は引き続き大隈圀彦氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D＆O保険）を締結しております。当該保険契約では、当社が負う有価証券損害賠償費用、訴訟費用、不祥事が発生した場合の第三者委員会設置費用等に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとしております。また、各監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約は、次回2025年５月の更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は当社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

第４号議案　補欠監査役２名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者原島正氏は、第３号議案「監査役３名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に社外監査役に就任いたします大隈圀彦氏の補欠として、候補者川瀬麻絵氏は、第３号議案「監査役3名選任の件」が原案通り承認可決された場合に社外監査役に就任いたします田嶋好博氏の補欠として選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	原島（はらしま）　正（ただし） （1967年12月4日生）	1998年４月　弁護士登録（現任） 2005年10月　原島法律事務所開設　所長弁護士 2017年４月　愛知県弁護士会　副会長 2018年４月　国土交通省中部地方整備局事業評価監視委員会　委員 2024年４月　名古屋家庭裁判所　家事調停委員（現任） （重要な兼職の状況） 原島法律事務所　所長弁護士	－
	【補欠社外監査役の選任理由】 原島正氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験とともに、行政機関における委員会委員の経験などを有しております。同氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、同氏のこれまでの法曹界並びに行政機関における各種委員会に関する経験を踏まえた外部からの視点が、監査役としての職務を適切に遂行するにあたり有用であると判断し、同氏を当社の補欠社外監査役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	川瀬　麻絵（かわせ　まえ） (1990年8月26日生)	2016年12月　弁護士登録（現任） 2016年12月　田嶋・水谷法律事務所入所 （重要な兼職の状況） 田嶋・水谷法律事務所 岐建株式会社補欠監査役	－
	【補欠社外監査役の選任理由】 川瀬麻絵氏を、補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したものであります。 同氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を当社の補欠社外監査役候補者といたしました。		

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．原島正氏及び川瀬麻絵氏は、社外監査役候補者であり、社外監査役の補欠として選任するものであります。

3．原島正氏及び川瀬麻絵氏が、監査役に就任した場合には、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ることを予定しております。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（Ｄ＆Ｏ保険）を締結しております。当該保険契約では、当社が負う有価証券損害賠償費用、訴訟費用、不祥事が発生した場合の第三者委員会設置費用等に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとしております。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険の被保険者となります。

5. 当社と各監査役は、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。本議案が承認された場合、当社と原島正氏、及び当社と川瀬麻絵氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第５号議案　退任取締役に対する退職功労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます栗本勉氏及び内藤浩文氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職功労金を贈呈致したいと存じます。

その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案に関しましては、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、役員報酬委員会の審議を経て取締役会で決定されるものであることから、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は招集通知事業報告15ページに記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次の通りであります。

氏　　名	略　　歴
栗本（くりもと）　勉（つとむ）	2017年12月　取締役副社長就任 2022年６月　取締役副会長就任
内藤（ないとう）　浩文（ひろふみ）	2022年６月　取締役副社長就任

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号
名駅IMAI（イマイ）ビル８階　AP名古屋（東急グループ）
TEL 052－561－1109



交通　名鉄・近鉄　名古屋駅　徒歩約２分
　　ＪＲ　　名古屋駅　徒歩約５分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK